

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成30年6月

日本交通株式会社

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づく運輸安全マネジメントにかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Act の手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：前年度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度（H28.11.21～H29.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間走行キロ 375 万 km 当り 2 件以内(所属毎)とすることにした。

・達成状況

日本交通(株)の 6 所属中 3 所属について年間走行キロ 375 万 km 当り 2 件以内の目標を達成した。

（2）来年度の目標

今年度に引き続き、当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間走行キロ 375 万 km 当り 2 件以内(所属毎)とすることにした。

*バス部門

期間：前年度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度（H28.11.21～H29.11.20）

（1）今年度の目標とその達成状況

・目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める①追突事故がないこと、②人身事故がないこと、③不注意自損事故が年間走行キロ 100 万 km 当り 3 件以下(所属毎)とすることにした。

・達成状況

日本交通㈱の2所属とも目標達成に至らなかった。

(2) 来年度の目標

今年度に引き続き、当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める①追突事故がないこと、②人身事故がないこと、③不注意自損事故が年間走行キロ100万km当り3件以下(所属毎)とすることにした。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

*タクシー部門

(発生日・場所・内容の順)

平成29年5月・大阪市内・自転車と衝突

平成29年8月・大阪市内・路面電車と接触

平成30年2月・大阪市内・単車と接触

*バス部門

なし

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

タクシー、バス部門とも投資計画は年間計画ではなく事案発生時に個別に対応している。

*タクシー部門：衝突回避防止支援パッケージ車両の導入、ドライブレコーダーの装着、バックセンサーの装着、ドアロックキーパーの装着、ヒヤリ・ハットの情報収集、発煙筒の扱い方

*バス部門：ドライブレコーダーの装着、車両フラツキ・車間距離警報装置の設置、衝突被害軽減ブレーキシステムの設置、貸切バスの安全性評価制度の認定、貸切バス委託型管理の受委託における訪問審査、適正化事業実施機関による巡回指導、ヒヤリ・ハット情報収集

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

*情報の連絡体制

事故審議会において伝達する。

*緊急連絡組織図

別添資料

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

*タクシー部門

- ・事故審議会（毎月）、安全衛生委員会（毎月）、交通安全講習会（年2回）、年末三無運動、冬季タイヤチェーン講習（年1回）、班長会議（年4回）
- ・安全スローガンを従業員から募集し事業場に掲示（毎月）

*バス部門

- ・事故審議会（年4回）、安全衛生委員会（毎月）、交通安全講習会（年1回）、班長会議（年3回）、バス部交通安全運動（年1回）、冬季タイヤチェーン講習（年1回）、貸切バス委託型管理の受委託における異常時対策訓練に参加
- ・社外での安全運転講習に参加する。

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
内部監査は平成30年6月29日に実施。監査執行者は事故審議会の委員の中から選任して行われた。この監査により、経営トップからの安全に関する指示については、メールの配信等により各事業所に浸透され、更に労使双方が参加のもとで定期的に行われている事故審議会、安全衛生委員会において事故防止の意見交換が徹底されていることも確認された。
又、事故原因のデータ集積による精査を行い、それを安全マネジメントへ反映させるとともに、日本交通本体の検証だけではなく日本交通グループで安全マネジメントの検証に引き続き取り組むことにした。

9. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者

*タクシー部門

タクシー営業部長

*バス部門

取締役バス部長

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（乗用・乗合・貸切・特定）

なし

別添資料

日本交通株式会社
緊急連絡組織図

